

令和6年10月1日奈良県建築安全課

宅地造成及び特定盛土等規制法に関する意見募集（パブリックコメント）について

県では、令和7年5月7日から宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく規制を開始します。規制開始後は、規制区域内において一定規模以上の盛土などをする場合に許可や届出が必要になります。

このたび、下記により意見募集（パブリックコメント）を実施します。（奈良市域の盛土規制法に基づく規制は、奈良市が所管していますので、今回のパブリックコメントの対象ではありません。）

県民の皆さんからのご意見をお待ちしています。

1. 意見募集対象

- ①規制区域案
- ②許可要件案及び技術基準の見直し案

2. 募集期間

令和6年10月1日（火）～令和6年10月31日（木）（必着）

3. 募集概要及び資料の公表方法

- ① 奈良県建築安全課ホームページ（<https://www.pref.nara.jp/63548.htm>）

QRコードを読み取ると、ページにアクセスいただけます。



- ② 県民お役立ち情報コーナー等への備えつけ（県内8箇所）

| | | |
|------|----------------|------------------|
| 閲覧場所 | 【県政情報センター】 | ・ 県庁舎東棟 1F 県民ホール |
| | 【県民お役立ち情報コーナー】 | ・ 県立図書情報館 |
| | | ・ 奈良県産業会館 |
| | | ・ 橿原総合庁舎 |
| | | ・ 吉野町中央公民館 |

| | | |
|------|-----------|-----|
| 備付場所 | ・ 郡山土木事務所 | 建築課 |
| | ・ 高田土木事務所 | 建築課 |
| | ・ 中和土木事務所 | 建築課 |

4. 問い合わせ先

電話によるご意見の提出はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局 建築安全課 監察・盛土対応係
電話：0742-27-7546（直通）